

令和6年1月23日

住宅局参事官（住宅瑕疵担保対策担当）

被災住宅の補修等のための電話相談等について

～令和6年能登半島地震で被災した住宅の補修等に関する電話相談を開始～

令和6年1月24日より、令和6年能登半島地震で被災した住宅の補修等に関する相談を受け付けるフリーダイヤルを開設します。

1. 電話相談の内容

①被災住宅の補修等にかかるフリーダイヤルの開設【電話相談】

被災住宅の補修等に関する電話相談を無料で受け付けます。

『令和6年能登半島地震による

被災住宅補修等相談ダイヤル』

0120-330-712（フリーダイヤル）

【受付】 10:00～17:00（土曜・日曜・祝日を除く）

※国土交通省の指定を受けた住宅専門の相談窓口『住まいのダイヤル』の相談員（建築士）が対応します。

②実施主体

公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

2. 県や市町村による被災住宅に関する相談窓口について（1月22日時点）

県・市町村において、被災住宅に関する相談窓口が随時開設されています。お住まいの県・市町村のホームページ等をご確認ください。

- 石川県ホームページ「令和6年能登半島地震に伴う被災住宅相談窓口について」
特に被害の大きい方を対象に、「今後住み続けられることができるか」など、住まいの再建に対する不安について、建築士等の専門家による技術的な相談に応じます。
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenju/zyutakusodan.html>
- 富山県ホームページ「被災住宅相談所の開設について」
被災住宅相談所が開設され、建築士、施工者による被災住宅の建替えや修繕及び構造・施工等の技術的な相談に対応しています。
https://www.pref.toyama.jp/1507/jyutakusodan_jyutakusodan.html
- 新潟市ホームページ「令和6年能登半島地震に伴う被災住宅相談窓口のご案内について」
被災した住宅の修理の方法等に関する技術的相談に、建築士が無料で応じています。
https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/jyutaku/kenchiku/jyutakusodan/kenchiku_sodanR6noto.html

その他の県・市町村における被災住宅に係る相談先についても、「3. ②被災者の住まいの確保に関する情報」に記載の国土交通省ホームページに随時掲載します。

3. 関連情報

①住宅の応急修理について

お住まいの市町村にお問い合わせください。なお、石川県、富山県、新潟県についてはホームページで対象市町村のお問い合わせ先が記載されています。

石川県 <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenju/saigai/r6notohantoujisin.html>

富山県 <https://www.pref.toyama.jp/1200/bousaianzen/saigai/20240103.html>

新潟県 <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/bosaikikaku/20240109oukyuusyuur.html>

福井県 お住まいの市町村にご確認ください。

※「住宅の応急修理」とは、災害のため住宅が半壊若しくは一部損壊（準半壊）を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯又は大規模半壊の被害認定を受けた世帯に対し、被災した住宅の屋根や台所・トイレなど日常生活に必要な最小限度の部分の応急的な修理について、市町村が業者に依頼し、修理費用を市町村が直接業者に支払う制度です。

②被災者の住まいの確保に関する情報

国土交通省では、住宅被害を受け、現在お住まいにお困りの方々のために、公営住宅や賃貸型応急住宅等の提供等に関する情報を公表しています。被災者の住まいの確保に関する情報については、以下のホームページをご確認ください。

国土交通省ホームページ「令和6年能登半島地震による被災者の住まいの確保」

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000149.html

問い合わせ先

国土交通省住宅局参事官（住宅瑕疵担保対策担当）付 03-5253-8111